

平成27年度第3回京都市男女共同参画審議会摘録

<日 時> 平成27年9月25日(金) 午後3時～午後4時45分

<場 所> 京都市役所本庁舎1階 F会議室

<出席者> 委員 稲垣 眞咲(弁護士)
委員 表 真美(京都女子大学発達教育学部教授)
委員 大西 芳秀(日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長)
委員 高田 敏司(京都新聞社論説委員)
委員 田端 泰子(京都橘大学名誉教授)
委員 西脇 悦子(京都市地域女性連合会相談役)
委員 三浦 晶子(京都府医師会理事)
委員 水原 有香子(市民公募委員)

<欠席者> 委員 一村 大輔(市民公募委員)
委員 尾嶋 史章(同志社大学社会学部教授)
委員 葛西 順子(㈱ワコール 執行役員 人事総務本部ダイバーシティ・キャリア支援室長)
委員 三山 雅子(同志社大学社会学部准教授)

<五十音順 敬称略>

<傍聴者> 無し

<議 題> 1 第2回京都市DV対策検討部会の報告について
2 第4次京都市男女共同参画計画の中間見直しについて
(1) 第4次京都市男女共同参画計画の体系図について
(2) 第4次京都市男女共同参画計画の指標について
(3) 第4次京都市男女共同参画計画の内容について
3 今後のスケジュールについて

<内 容> (○委員, ●事務局)

1 第2回京都市DV対策検討部会の報告について

● DV対策検討部会を9月9日に開催した。資料のとおり、現行計画から一部修正を行っている。修正については、現行の施策へのニーズや部会の意見を踏まえて変更したものである。9月9日のDV対策検討部会では、面会交流、男性被害者支援、計画における指標について御議論をいただいた。面会交流においては、被害者が子どもを連れて逃げている時に、加害者である元夫と子どもをどのように面会させるかが難しいということである。現状としては、ほとんどの自治体で面会交流のサポートができていない状態である。一方で裁判所は、面会交流をさせるという方向になっており、大変苦慮しているところである。DV対策検討部会では、「面会交流は元夫婦の関係に応じて、利用できる機関を考えるべき」「第三者が介入し、ルールを決めないと安心して

面会交流ができないので、京都市としてもしっかりと検討してもらいたい」といった意見をいただいた。

男性被害者支援については、女性だけでなく、男性被害者がいることも分かってきており、京都市としても男性被害者の支援の在り方を検討していくことにしている。現在でも年間件数は少ないが、男性のDV専門電話相談を実施しており、男性加害者だけではなく、男性被害者からの相談も受けている。また、ウィングス京都で実施している男性の面接相談においても、DV被害の相談を受けることがある。委員からは、「新しく男性専用の相談所を作るというのは無理だと思うが、既存の資源を組み合わせ、被害男性の支援を実施していくべきだ」といった意見をいただいている。

現行計画の指標は、DV相談支援センターの相談件数としており、現状は、顕在化が進み、目標値をはるかに上回っている状態である。現在の目標値を高く設定し直して、より顕在化を進めていくというのも、指標としてどうかという議論が審議会でもDV対策検討部会でもあった。代替りの指標として、案1では、DV相談支援センターにおいて専門相談やカウンセリングを実施していることの認知度を目標値として挙げた。また、案2では、若年者へのDV予防教育として、講座や授業を実施した学校数を目標値として挙げていた。委員からは、「学校はデートDVの授業を実施すべきなので、目標を100%にしてほしい」といった意見をいただいた。DV対策検討部会での議論では、DV相談支援センターでの相談やカウンセリングの認知度を指標とするのが適当という結論となったが、事務局案での目標値である30%が低いという意見をいただいた。

- 男性被害者は増えているのか。
- 男性被害者の顕在化は進んできてはいるが、被害者がどこに相談すれば良いか分からないということと、男性は相談しない人が多いので、実態を掴むことが難しい。
- DV被害は女性しか想定していなかった。
- 男性の被害については身体的な暴力もあるが、精神的なDVが多い。
- 京都市のアンケートでそういう結果が出ているのか。
- アンケートでは、男性の16.7%が被害経験有りと回答している。
- 男性被害者についてもいずれは専門的なカウンセリングも必要だと思うが、今は圧倒的に女性被害者が多い。面会交流は、本人同士で実施しなければいけないのか。
- 実施については、段階によると思う。意見にもあったようにルールを決めることが大事であるが、それが守られるかが問題であるので、本人同士で実施するのはなかなか難しいと思う。第三者が入ることが必要であるが、現在は大阪に面会交流をサポートする民間団体が1つあるが、他では無い。また、行政が面会に立ち会うのか、あるいは外部委託するのか、そういうことも考えていく必要があるのではないかという意見があった。
- 裁判所ではDVに限らず、離婚した方も面会交流がある。その場合、本人同士が直接連絡を取って面会交流を行うことが十分可能であるが、DVの場合は、連絡を取ることも難しい。今後、変わっていくこともあると思うので、あまり画一的にも決められないのが、難しいところではある。
- 大阪の民間団体の実績はどうなのか。
- 件数については、NPO団体ということもあり外部には示されていない。ただ、昨年、近隣市が委託しようとしたが、人員の関係もあり、現在受けている委託で精一杯だと断られたと聞いた。
- DV被害者は面会交流が嫌だという方も多いと思う。裁判所としてはDVの場合も面会交流した方が良いという考え方なのか。

- 子どもに悪影響が無ければ、基本的には会わせの方が良いという考え方である。
- 私立中学・高校は男女交際のマナー等について、授業計画を立てているということだが、私立の学校では交際自体を禁止している学校もある。交際を学校が禁止しているのにデートDVの授業をする必要があるのか。
- 一昨年、京都の私立の中学・高校の大会に参加した。男女交際を禁止している学校は多いが、卒業後にどういった交際が良いのかという、男女間の交際についてのマナーを中心に教えていると聞いた。授業については、保健体育だったり、キャリア教育のような枠で行っている学校など、色々な教科で行われているということだった。また、生徒指導の立場で部会を持って、研究されているという話も聞いた。実際に生徒への下ろし方については、男女交際を禁止している学校では、あえてそうした言葉は使わずに授業をされているのではないかと推察している。
- 若い人は自分の経験の範囲が狭いので、もっと深刻な事態になればこうなるとか、ある程度は教えておかなければ、将来困ることになるのではないかと思う。だから、学校教育の中で講座や講義を実施すべきだと思う。身体の問題は保健体育等で学ぶと思うが、DVについては、教科書でどれぐらい触れられているのか。
- 京都市の中学校が使っている保健体育の教科書では、「ストレス」という単元、自分の思いを正しく相手に伝えようという取組がされている。相手に上手く伝えられなかったケースを救出できるような言葉の出し方を学んでいくことで、ストレス回避ができるというような内容になっている。そうした内容から、中学校の先生が男女交際や同性同士の付き合いの中で、正しい関係を持つとうというように繋げていることが感じられるような内容にはなっている。また、内閣府でもデートDVに関するDVDを出しており、そうした流れも汲んで学校教育もされていくかとは思いう。
- 男女交際は人間関係なので、小学校から中学校までの道徳の授業でも行われているのではないか。道徳は学校によってやり方が違うので、必ずしもされているかは分からないが、人間関係の授業はかなり浸透していると思う。
- 多くの若い人が色々な被害にあってからでは遅いと思うので、ある程度、こういう酷い例もあるんだという事は教えなければいけないと思う。
- 講座や授業を実施した学校数の目標が100%というのは無理なのか。
- できるだけ頑張りたいとは思いますが、学校数も多いので難しい部分がある。

2 第4次京都市男女共同参画計画の中間見直しについて

(1) 第4次京都市男女共同参画計画の体系図について

- 体系図については、文言修正や前回の審議会での議論を踏まえた変更等を行っている。特徴的なものとしては、基本目標2-3に「女性の活躍推進のための支援」という項目を設けた。前回までは、「女性の職業能力発揮の支援」としていたが、国の計画の策定状況や女性活躍推進法の施行を踏まえて変更している。推進施策についても「輝く女性応援京都会議における取組の推進」など、女性の活躍推進のための諸施策を記載している。

また、基本目標2-1については、「仕事における真のワーク・ライフ・バランスの推進」と「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」の順番を変更している。

- 基本目標2-3-3の表現については「企業等における多様な働き方の促進」の方が企業に取り組んでもらいやすいと思う。きつい表現では意欲が低下してしまうと思うので、改訂した方が良い。女性活躍推進法の柱はどのようなことなのか。

- 各自治体における推進計画の策定や自治体や企業での行動計画の策定がある。企業の行動計画の策定については、301人以上の企業については義務化されており、300人以下の中小企業については努力義務になっている。

(2) 第4次京都市男女共同参画計画の指標について

- 指標については前回の審議会でも議論していただいたが、事務案をまとめている。

基本目標1の指標は、現行計画では、DV相談支援センターでの相談件数としているが、DV相談支援センターでの専門相談やカウンセリングの認知度を変更案として挙げており、目標値を35%にしたいと考えている。目標値については、現況値18.1%を5年間で倍程度まで引き上げるということと、直近の国のアンケート調査における専門相談の実施についての認知度が、32%だったことから、少し上回るぐらいの数値にするということから、35%にしている。

基本目標2の指標は、現行計画では、厚生労働省の子育てサポート企業の認定マークである「くるみん」の取得企業数としている。審議会において、中小企業の全体数に比べて、かなり少ない数字であるため、指標するのはどうかという意見をいただいていた。変更案は、京都府の事業である「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の宣言企業数としており、現況値1,408社を3,200社に増やすとしている。目標値については、年によって差はあるが、宣言企業数はここ数年、250社から350社ほど増加しており、増加数の平均値をとり、300社ずつ上乗せをしていくと、平成32年度には3,200社になる。

基本目標3については、現行計画に掲げている保育所の待機児童数を引き続き指標としている。目標値0人は達成しているが、今後も待機児童数0人の継続を目指していく。

基本目標4の指標については、現行計画では乳児死亡率としているが、目標値を達成しており、また、男女の健康に関する分野になるため、男女の健康を表す指標として、健康寿命を変更案としている。

基本目標5については、京都市の審議会等のうち女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合を指標にしていたが、平成26年度末で目標値50%を達成した。変更案については、これまでは女性委員のみの登用率としていたが、男女いずれの割合も35%を超えると変更し、目標値も65%まで引き上げている。

- 基本目標3の待機児童数が0人になったことについては、保育所の収容人数が子どもの人数を上回っているという事ではないのか。
- そういうことではない。正確な数字は持ち合わせていないが、働く女性が増加に伴い、ニーズも増えているおり、保育所の定員数については、毎年、最低でも数百人単位で伸ばしており、その結果、ようやく待機児童数0人を達成している状況である。
- 努力を必要としない目標はどうかと思うので、もし保育所の収容人数が子どもの人数を上回っていればおかしいと思った。
- 待機児童数0人というのは全国に誇れる数字なのか。
- 関西の政令市では待機児童0人を達成しているのは京都市だけである。
- 待機児童数については、希望する保育所に入れなくて、諦めている人はカウントしていない。
- 病児保育については、どのように捉えているのか。保育所に預けながら働いていても、子どもが病気をした時に、病児保育の全体のキャパシティーがあまりにも少ないので、預けたくても預けられずに、出勤を取り止めざるを得ないという例が周りも結構あるので、そういった把握をし

ているのかということ、対策を考えているのかということをお教えください。

- 男女共同参画計画では、現状把握や対策は盛り込めていないが、保健福祉局で「はぐくみプラン」というものがあり、その中では病児保育の充実なども掲げている。具体的な数字は持ち合わせていないが、ニーズがどれだけあるのかということもアンケート調査を実施し、ある程度は把握できていると思う。
- 健康寿命は、どのような取組を行うことで延長させようとしているのか。
- 男女特有の病気への予防対策、飲酒、喫煙、無理なダイエットの影響等の生活習慣の改善に関する情報提供、心の健康づくりの推進等の総合的な対策によって、健康寿命を伸ばしていこうということになると思う。
- 市民に対する啓蒙活動も行うのか。
- 啓蒙活動だけでなく、健康診断の受診の勧奨も含めて、取り組む予定である。
- 女性委員の登用率の35%という数字はいつ頃から出てきた数字なのか。
- 平成4年に策定した第2次女性行動計画では、目標値を30%としていた。その後、当審議会の前身である男女共同参画懇話会から、平成12年度に女性委員の登用率が35%を下回らない構成にするように提言があった。
- 女性委員の登用率は35%で良いのかと思う。現況値が56.7%なので、女性登用率が35%以上の審議会等の割合を上げることを第一に置いて、それから女性委員の登用率を上げていくのか。
- 女性委員の登用率を上げるということは結果であって、登用率を上げるためには、いかに女性が様々な分野に進出して、審議会等に参画していただくという過程が必要になる。そうするには5年、10年というスパンでは難しいと思う。現状では、各局等に依頼し、各局等から各団体等に女性委員の推薦や女性の育成を働きかけてもらっているが、少しずつしか登用率は上がっていないというのが実情だと思う。
- 個人的には35%と言わず、登用率を50%にしてはどうかと思う。
- 女性委員の登用については、行政区によって差がある。決まった人が就任するので、変えていく必要があるが、急激に変えるとその団体がおかしくなる。新しくできる審議会は取組やすいが、前からあるものを変えるのは難しいようである。
- 基本目標2の指標案の「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度は京都府の制度とのことだが、制度の推進について京都市は何もしていないのか。
- 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度は、オール京都でワーク・ライフ・バランスを進めるという取組の中の1つであり、京都府の制度として取組を進めている。京都市としても協力はしている。
- 指標に掲げるといえることは、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度に力を入れていくということか。
- 京都市の指標とするので、京都市としてもできる範囲で頑張っていかなければいけない。
- 現況値である1,408社は市内の企業数なのか。府全体ではもう少しあるのか。
- 現況値の1,408社は京都市域の企業数であり、府全体では2,035社である。
- 府全体の企業数は京都市を除いた数なのか。
- 2,035社の中に市内1,408社が含まれている。
- 待機児童数については、希望する保育所に入れられないというミスマッチをどう減らしていくかということが必要だと思う。目標を達成しているのが良いと京都市も思っていないと思うが、待機

児童数0人を目標にした上で、そうしたミスマッチを解消する取組は必要だと思う。

- かなり前になるが、同じ保育園に子ども2人を一緒に入れようとしたが、1人しか認定されなかった。私的契約という保育料が高い枠であれば入れるという融通がきく制度があったので、それで何とか入れてもらった。そういう対応は今もあるのか。
- 保育所の定員については、年齢に応じた必要な床面積で児童数が決まる。私的契約での入所というのは、国基準ではなく、園長の采配で行われるもので、福祉事務所の管轄外で預かっているということである。
- あまり遠いところに預けるのも逆効果になるので、多少融通のきく方法があっても良いのではないかと思う。

(3) 第4次京都市男女共同参画計画の内容について

- 全体の構成では、第1章「計画策定に当たって」と第2章の「計画の基本的な考え方」について、現行計画では、計画策定の趣旨、基本目標、計画の位置付け及び期間、計画策定の背景の順番になっていたが、改定版では、計画策定の経緯、策定の背景を第1章に記載し、第2章で基本的な考え方としての目標を掲げるなどの整理をしている。第3章「計画の内容」の部分については基本目標ごとに施策を掲げていっている。

計画策定の背景では、社会経済情勢等の状況として、少子高齢化の進行について記載している。ここでは、京都市の推計人口や将来の推計人口の年齢別割合の推移、合計特殊出生率の推移のグラフを記載し、少子高齢化の進行について説明している。

就業をめぐる状況については、週労働時間60時間以上の男性就業者の割合、雇用形態別構成割合の推移、共働き世帯数の推移、男女雇用機会均等法に係る相談内容のグラフを記載し、30代、40代の子育て期の男性に長時間労働が多いこと、男女共に非正規雇用者の割合が上昇傾向にあること、共働きの世帯は年々増加しているが、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、第一子を出産されるのを機に女性の約6割が退職している現状、京都労働局に寄せられた相談内容において、セクハラ、マタハラに関するものが多くなっていることなどの就業をめぐる状況を説明している。

市民の意識や日常生活の変化については、昨年度実施したアンケート調査の結果について、特徴的なものを抜粋している。

男女共同参画に係る法改正については、平成27年9月に施行された女性活躍推進法をはじめ、関係法令の最近の改正状況について記載している。

国の男女共同参画基本計画については、現在、改訂の検討作業中であり、今年の秋ぐらいには改訂版が閣議決定されると思うが、公表されている計画の体系を記載している。

国際的に見た日本の状況については、人間開発指数(HDI)の指数では、日本は17位だが、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)の指数では世界で104位になっている。

計画の前半期の評価については、DV対策では、平成23年10月にDV相談支援センターを開所したこと、センター開所以降、顕在化が進んだことでDVに関する相談件数が増加傾向にあることなど、これまでの取組が一定の効果を挙げているとしている。また、真のワーク・ライフ・バランスの推進については、平成24年3月に策定した真のワーク・ライフ・バランス推進計画に基づき、企業補助金制度や企業表彰制度等を創設し、働き方の見直しに取り組む中小企業を支援した結果、企業における取組も一定進展してきているとしている。さらに平成27年3月に京都における女性の活躍を加速化させるために経済団体等と行政が連携して取組を進める輝く女性

応援京都会議を発足させ、オール京都体制で女性の活躍推進に取り組んでいることも記載している。

DV対策に係る課題については、配偶者からの暴力事案が全国的に見ても増加傾向にあることや、ストーカー等の犯罪被害の深刻化についても認識が高まっていることから、社会全体で暴力を防止するためには、市民への普及啓発や若年層に対する教育等によりDV根絶のための意識の醸成を図ることが重要としている。また、少子高齢化、人口減少が急速に進展する中で、社会全体が発展していくためには、長時間労働を前提とした働き方の見直し、M字カーブの解消、女性管理職の増加、女性の活躍推進の取組等が不可欠であり、真のワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る必要があるとしている。

重点分野については、DV対策の強化、真のワーク・ライフ・バランスの推進の2つで変更はないが、文言を若干変えている。DV対策では、平成23年10月にDV相談支援センターが開所したことと、DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければいけない重要な課題であるという文言を追加している。真のワーク・ライフ・バランスの推進では、「急速な少子高齢化、人口減少は社会経済に大きな影響を及ぼす深刻な問題であるということ」、「人口減少社会を克服するために」と文末の「全力で取り組む」という文言を追加している。

基本目標1の現状と課題の部分は、前回の審議会で説明した内容から文言等の変更はない。推進施策の(1)から(7)までは現行計画から若干の文言整理をしているが、大幅な変更はない。

(8)については、基本目標5から移動させた上で、国の動向や他都市の状況も踏まえて、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、教育・啓発や環境整備を進めるということを初めて記載した。

京都市DV対策基本計画の市民への普及啓発における現状と課題については、DV被害のため婚姻関係や交際関係を解消しても、付きまとい等の行為が続き、ストーカー事件として認知されることが知られてきたということを追加し、DV相談支援センターを開所したことを受けて、時点修正をしている。推進施策については、(2)について、現行計画では、「若年層を対象とした啓発」としていたものを若年層への啓発を充実させるとように、少し格上げした表現とした。さらに、DV対策検討部会での議論を踏まえ、各年齢層に応じたDV、デートDVの効果的な啓発を実施することを追加している。(4)については、学校と連携協力し、若年層へのDV防止の啓発を進めるということを追加している。

被害者の早期発見及び相談体制の充実の現状と課題については、初めて加害者と男性被害者への対応について記載し、推進施策の(2)で、相談体制の充実することで、DVについて悩んでいる男性被害者及び加害者への対応の充実を図ること、男性被害者への支援の在り方を検討すること、加害者対策について、警察等の関係機関と連携しながら効果的な手法を検討することを追加した。

被害者の保護及び自立支援の充実の現状と課題についても文言修正をしており、初めて被害者の家庭の子どもに対する支援の必要性について記載した。推進施策については、(3)で、DVから逃れたひとり親家庭に対する面会交流支援の在り方を検討すること、DV家庭で育った子どもに支援が必要であることを広く啓発し、関係機関と連携した相談体制の充実を図ること、DVから逃れたひとり親家庭の子どもを対象に学習支援の取組を行うことを追加している。

関係機関との連携協力の推進の現状と課題については、時点修正等はあるが、大幅な変更はない。

また、施策の方向性に「ストーカー等の犯罪被害者に対する支援」を追加した。現行計画では、

DV以外の暴力の1つとしてストーカーを出していたが、表現を変更している。現状と課題については、ストーカー等の犯罪が深刻な社会問題となっており、犯罪被害者を迅速に支援するための関係機関との連携強化の必要性を記載し、推進施策でも警察や性暴力被害者ワンストップ相談支援センター等の関係機関との連携協力を進めるとしている。

基本目標2の現状と課題については、女性の活躍推進、マタニティ・ハラスメントを追加している。推進施策では、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保の(5)にマタニティ・ハラスメントを追加している。仕事における真のワーク・ライフ・バランスの推進では、(3)を前回の審議会の議論を受けて、「企業等における多様な働き方の促進」に変更している。女性の活躍推進のための支援では、平成27年3月に発足した「輝く女性応援京都会議」における取組の推進を追加した。

基本目標3の現状と課題では、人口減少社会への対応が、京都市においても最重要であるため、真のワーク・ライフ・バランスの推進の取組を進めることで、結婚、出産、子育てをはじめ人々の希望がかなう社会を追求することが重要だということを追加している。家庭における真のワーク・ライフ・バランスの推進施策(1)については、現行計画では、「男性の協力の促進」としていたが、「主体的な参画の促進」と表現を強めている。

基本目標4については、前回の審議会の議論を踏まえて、「母と子の健康を守る保健医療等の推進」の推進施策(1)妊娠・出産期における女性の健康管理の支援に「不妊・不育等に関する情報提供や相談体制の充実」を追加している。

基本目標5の「意思決定の場への男女の均等な参画の促進」の推進施策に「防災分野における男女共同参画の推進」を追加しており、現状と課題でも防災についての内容を記載する。「地域における真のワーク・ライフ・バランスの推進」の推進施策については「(2)社会参加、社会貢献意識の醸成に向けた啓発」と「(3)地域活動や市民活動等の社会活動への参加促進と活動支援」を追加している。

- 審議会で議論されたことが、良くまとめられていると思う。
- 不育とは確立された言葉なのか。
- 一般的に広がっていると思っている。妊娠というのは、受精した卵子が子宮内に着床して、胎盤が出来て子どもが育っていくというのが正常な過程であるが、不育とは、妊娠はするが、赤ちゃんが上手く育たず、流産するといったことの総称である。
- 不育は、あまり知られていない言葉だと思う。染色異常のことはよく学会でも話があるが、不育という言葉は聞いたことがない。市民が分かる言葉にした方が良いと思う。不妊とは違うのか。
- 一般的な方は、おそらく広い意味での不妊という認識かもしれない。事務局の説明は間違っていないが、不育という言葉が、どこまで一般の方に普及しているかということ、まだそこまでではないのかと思う。
- 表現については修正させていただく。
- 注釈を付けても良いと思う。不妊とは違うというのであれば、不育という言葉を入れた方が良いのかもしれないが、専門ではないので分からない。
- 流産とは違うのか。
- 上手く育たないと結果として、流産することになる。厳密な意味での不育と流産の言葉の使い分けは専門ではないので分からないが、かなり近いことだと思う。
- 女性活躍推進法は、女性管理職の増加だけが目的ではないと思うが、女性管理職の増加という言葉が、あまり出てこない。女性が昇進して管理職になって子育てをするということは、難しいかも

しれないが法律では認められている。以前に国が法案の中で数値目標を掲げようとして無くなったという話があったと思う。難しいかもしれないが、京都市の計画にももう少し女性管理職の増加という言葉盛り込んだ方が良く思う。女性が働き続けるということだけでなく、企業での意思決定の場に多く進出することがこれからは必要だと思う。

- 女性が管理職になっていくためには、働き方の改革をまず進めなければ、子育てしながら働くことは難しい。男性も働き方を変えて、子育てをする必要がある。その結果、女性が管理職に登用される環境が整って女性が昇進して、意思決定の場に参画していくというのが道筋かと思う。
- 保育所の待機児童数については、目標が0人というのは違和感がある。数値目標であれば増えていくとか、減っていくとかいう指標の方が好ましいのではないかと。同レベルで推移させることが目標になるのは違和感がある。
- 多様なニーズに応えられるような待機児童数0人であって欲しいと思う。
- 9月に施行された女性活躍推進法について、状況の把握等は国が実施することなのか、地方自治体を実施することなのか。
- 地方自治体が取り組むものである。
- 昔、京都の高島屋で女性管理職がいて話題になった。そうした企業がその後どうなっているのか、現在では取組を進めているのか、単発で終わるのではなく、継続的な努力はどうなっているのかを把握することも必要だと思う。
- 自治体が策定する推進計画というのは、個別の企業をリストアップしていくということではない。個別の企業については、各企業で行動計画を策定するということである。自治体の推進計画としては、各種機関や経済団体等に働きかけて、企業における女性の登用や働きやすい職場づくりの推進も踏まえて、目標設定をしていくという計画になると思う。特に大企業については、行動計画策定が義務になっている。各企業では、自分のところの現状を把握した上で、女性登用率や育休の取得率の引き上げ等の働き方改革も含めた取組を具体的に盛り込んだ計画を策定し、労働局に届け出て、公表するということである。
- 企業に対するアンケートを実施し、推進計画を踏み固めてきたということを見せてもらえば良いと思う。
- 輝く女性応援京都会議の中で1,000社を抽出して、そこにアンケート調査を実施し、女性の活躍に向けた取組や実情等を調査する。結果が出た後に分析し、機会があればお知らせしたいと思う。
- アンケート調査は行政書士会のような団体にも行われるのか。
- そうした団体はおそらくアンケートの対象に入っていない可能性がある。法人として登録されていれば、抽出作業の中で抽出されるのではないかと。思う。
- 独立行政法人なども入っているのか。
- 全体の8万社の中に入っていれば、その中で抽出されるかという話だと思う。業者に委託しているので、抽出方法までは把握していない。
- 37ページの2の(3)の中身が「企業等における従業員ひとりひとりのニーズに合わせた多様な働き方」となっているが、「ひとりひとり」という表現は必要なのか。ひとりひとりのニーズに合わせていくことは難しい。一定の塊があるので、「従業員のニーズに合わせた」が良いのではないかと。
- 修正させていただく。
- 37ページの2の(1)の仕事と家庭生活等の両立や(3)子育てしながら働き続けられるに共

通して、日本の問題は長時間労働だと思うが、そこを柱で入れた方が良いと思うが、入らないのであれば、せめて文言だけでも入れた方が良く思う。女性活躍推進法案でも長時間労働が女性の進出の一番の阻害要因だということが書いてあったと思う。仕事と家庭等の両立を考える上で、残業が問題なので、週60時間以上の労働者の割合が、先進国で一番多いのが日本、世界一残業が多い国となっている。できれば柱立てに長時間労働の解消という言葉が欲しいが、入らないのであればどこかに入れた方が良く思う。

- 35ページの現状と課題のところでも、4つ目の○のところ、長時間労働を前提とした働き方を見直し、ということも入れこんでいるので、それに対応するものとして、委員がおっしゃったようなところに文言だけでも盛り込むかどうかを検討したいと思う。
- 柱立てに入れこんだ方が多分良く思うので、検討させてもらう。
- 男性に比べて女性の方が非正規で働く人が多いという話があったが、京都ではどういう状況なのか。全国平均と比べてどうなのか。何か統計データはあるのか。
- 手元に持ちあわせていない。
- 法律がとおり、非正規が世紀になる道も閉ざされたような印象を受けた。全然問題が解決しないまま進んでいるような気がする。そういうデータがあれば教えて欲しい。具体的に盛り込むにはそうした数字が必要だと思う。

3 今後のスケジュールについて

- 本日、いただいた意見を踏まえて、10月下旬から11月下旬にかけてパブリックコメントを実施したいと考えている。DVについては、パブリックコメントの結果について、DV対策検討部会の委員に意見聴取する。そして、来年の1月に4回目の審議会を開催し、パブリックコメントの結果も踏まえた答申全体の取りまとめをお願いしたいと思う。できれば、1月中に答申か策定まで持っていければと考えている。

(以上)